

建設コンサルタント等業務の最低制限価格の業種区分名称について

建設コンサルタント等業務の最低制限価格の業種区分名称は下記のとおりです。

◎建設コンサルタント等業務の最低制限価格

建設コンサルタント等業務の最低制限価格は、下表の業種区分ごとに、同表①から④までに掲げる額(税抜き)の合計額(万円未満は切り捨て)に 110 / 100 を乗じて得た額とする。

ただし、その額が予定価格に 90 / 100 を乗じた額を超える場合は予定価格の 90 / 100 とし、予定価格に 80 / 100 を乗じた額に満たない場合は予定価格の 80 / 100 とする。

下表に掲げる額の合計額を適用することが適当でないと認められる場合は予定価格の 90 / 100 から予定価格の 80 / 100 までの範囲内において定めるものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額に 70 / 100 を乗じて得た額	—	—
設計業務Ⅰ	直接人件費の額	直接経費のうち次のアからオに該当するものの額 ア 事務用品費 イ 旅費交通費 ウ 電子成果品作成費 エ 電子計算機使用料及び機械器具損料 オ 特許使用料、製図費等	その他原価の額に 70 / 100 を乗じて得	一般管理費等の額に 70 / 100 を乗じて得た額
設計業務Ⅱ (旧基準)	直接業務費の額	諸経費の額に 70 / 100 を乗じて得た額	技術経費の額に 70 / 100 を乗じて得た額	—
物件調査業務	直接原価の額	その他原価の額に 70 / 100 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 70 / 100 を乗じて得た額	—
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額	諸経費の額に 70 / 100 を乗じて得た額	—

(1)最低制限価格の算定式

{ ①から④までに掲げる額(税抜き)の合計額 } = a

a (万円未満切捨て) × 110/100 = 最低制限価格

(2) (1)で算定した最低制限価格が予定価格の 80 / 100 以上 90 / 100 以下の場合

(1)で算定した価格を最低制限価格とする。

(3) (1)で算定した最低制限価格が予定価格の 90/ 100 を超える場合

次の計算式により算定する。

(税抜きの予定価格 × 90 / 100) = a

a (万円未満切捨て) × 110 / 100 = 最低制限価格

(4) (1)で算定した最低制限価格が予定価格の 80 / 100 に満たない場合

次の計算式により算定する。

(税抜きの予定価格 × 80 / 100) = a

a (万円未満切捨て) × 110 / 100 = 最低制限価格

※なお、入札書(税抜き)との比較の際に使用する最低制限価格は、税抜きの額(上記により算定した額に 100 / 110 を乗じた額)です。